

第五管区海上保安本部業務継続計画 (直下型地震対策)

令和8年4月

第五管区海上保安本部

目 次	
第1章 本計画の位置づけと基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 本計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 1
(1) 背景	・ ・ ・ ・ ・ 1
(2) 現状	・ ・ ・ ・ ・ 2
(3) 位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
2 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 計画の見直し	・ ・ ・ ・ ・ 3
第2章 想定災害と前提条件	・ ・ ・ ・ ・ 4
1	
想定被害	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 兵庫県全体	・ ・ ・ ・ ・ 5
(2) 神戸市	・ ・ ・ ・ ・ 7
2 第五管区海上保安本部における想定被害	・ ・ ・ ・ ・ 8
第3章 非常時優先業務	・ ・ ・ ・ ・ 11
1 非常時優先業務の抽出	・ ・ ・ ・ ・ 11
2 業務影響分析	・ ・ ・ ・ ・ 11
3 応急対策業務	・ ・ ・ ・ ・ 12
(1) 対策本部の設置等	・ ・ ・ ・ ・ 12
(2) 船艇・航空機の動員	・ ・ ・ ・ ・ 13
(3) 災害情報の収集及び提供	・ ・ ・ ・ ・ 13
(4) 救助・救急活動	・ ・ ・ ・ ・ 13
(5) 船舶交通の安全確保	・ ・ ・ ・ ・ 14
(6) 緊急輸送活動	・ ・ ・ ・ ・ 14
(7) 流出油等防除活動	・ ・ ・ ・ ・ 14
(8) 応急復旧及び後方支援活動	・ ・ ・ ・ ・ 14
4 一般継続重要業務	・ ・ ・ ・ ・ 15
(1) 危機管理等関連業務	・ ・ ・ ・ ・ 15
(2) 許認可等関連業務	・ ・ ・ ・ ・ 15
(3) 業務支援等関連業務	・ ・ ・ ・ ・ 16
5 管理事務	・ ・ ・ ・ ・ 16
第4章 業務継続のための執行体制	・ ・ ・ ・ ・ 17
1 参集要員の指名	・ ・ ・ ・ ・ 17
(1) 五管区対策本部要員の指名	・ ・ ・ ・ ・ 17

(2) 一般継続重要業務を継続するための要員	・ ・ ・ ・ ・ 1 8
2 発災時の行動	・ ・ ・ ・ ・ 1 9
(1) 勤務時間外に発災した場合	・ ・ ・ ・ ・ 1 9
(2) 勤務時間内に発災した場合	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
3 安否確認及び状況把握	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
4 権限委任	・ ・ ・ ・ ・ 2 1
第5章 業務継続のための執務環境の確保	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
1 庁舎・設備	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
(1) 庁舎	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
(2) 電力	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
(3) 備蓄	・ ・ ・ ・ ・ 2 3
(4) 什器転倒防止対策	・ ・ ・ ・ ・ 2 3
2 情報通信	・ ・ ・ ・ ・ 2 3
(1) 応急通信の確保	・ ・ ・ ・ ・ 2 3
(2) 電話設備	・ ・ ・ ・ ・ 2 4
(3) 通信施設	・ ・ ・ ・ ・ 2 4
(4) 情報システム	・ ・ ・ ・ ・ 2 4
3 発災時の記録	
4 広報	・ ・ ・ ・ ・ 2 4
5 来庁者及び帰宅困難者への対応	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
6 負傷者の救護	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
7 五管区対策本部の代替施設	・ ・ ・ ・ ・ 2 6
第6章 教育訓練等	・ ・ ・ ・ ・ 2 7
1 教育訓練	・ ・ ・ ・ ・ 2 7
2 評価	・ ・ ・ ・ ・ 2 7
3 各職員の業務継続のための備え	・ ・ ・ ・ ・ 2 7
4 人事異動における引継ぎ	・ ・ ・ ・ ・ 2 8

第1章 本計画の位置づけと基本方針

1 本計画の位置づけ

(1) 背景

首都地域では、大正12年に発生した関東大震災と同様のマグニチュード(M)8クラスの地震が200年から300年間隔で発生しており、次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年先と考えられているが、その間にM7クラスの地震(以下「首都直下地震」という。)が数回発生すると予想されている。

首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害が生じ、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府においては、平成17年9月に首都直下地震対策大綱において、首都中枢機関が事業継続計画を策定することを定め、平成19年6月に、府省等の業務継続計画の策定支援を目的として、内閣府において「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」を策定した。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年7月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告において、省庁業務継続計画の不十分な点が指摘されたほか、政府全体としての業務継続体制の構築等に取り組むことが必要である旨提言された。

こうした中、平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)が公布、平成25年12月に施行され、同法を受けて、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」が平成26年3月に閣議決定された。

平成28年4月、内閣府において政府業務継続計画や防災に関する諸施策等を踏まえて、「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」が全面的に見直され、「中央省庁業務継続ガイドライン第2版(首都直下地震対策)」が策定された。

さらに、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、中央省庁の業務継続計画の実効性を高めるため、業務継続の基本的な考え方等を明示し、業務継続計画の維持管理、関係機関との連携強化等に関する記述を充実させるとともに、男女共同参画の進展や働き方の多様化等の社会情勢の変化などを踏まえて内容が見直され、令和4年4月「中央省庁業務継続ガイドライン第3版(首都直下地震対策)」として策定された。

海上保安庁においても、平成20年4月に「海上保安庁業務継続計画」を策定して以降、平成27年7月、平成29年3月にそれぞれ見直しを行ってきたところではあるが、当該「中央省庁業務継続ガイドライン」(第3版)の

策定等を踏まえ、改めて「海上保安庁業務継続計画」の見直しが行われることとなった。

第五管区海上保安本部では、平成7年1月の「平成7年兵庫県南部地震」により引き起こされた阪神・淡路大震災という地震災害の脅威を身をもって体験し、自らが被災者となった経験も有しており、発生が間近であると予想されている南海・東南海地震に限らず、上町断層帯、山崎断層のように点在する活断層にも備える必要があると考えられることから、兵庫県内を震源とするM7クラスの地震（以下「直下型地震」という。）に備え、平成21年12月に「第五管区業務継続計画」を策定し、平成4年2月に見直しを行ってきたところではあるが、今般の「海上保安庁業務継続計画」の見直しを受け、「第五管区業務継続計画」についても見直すこととした。

（2）現状

第五管区海上保安本部では、従来から海上保安庁防災業務計画に基づき、地震災害の発生等に備えた対応体制の整備を進めており、地震発生時には、第五管区海上保安本部災害等対策本部規則（令和8年4月1日 達第3号）（以下「五管区対策本部規則」という。）において、本部に第五管区海上保安本部長を対策本部長とする第五管区〇〇対策本部（以下「五管区対策本部」という。）を直ちに設置し、組織が一丸となって迅速かつ的確な応急対策業務を継続的に実施するための体制を構築するため、地震災害対策本部の構成、所掌事務、対策本部要員の指名、自動参集の基準、職務代行順序等を定めているほか、具体的な応急対策業務の実施内容を決めている。

一方、海難救助や海上交通の安全確保等の人命の安全に係わる一般継続重要業務については、それぞれの業務所管課等において、当直者の配置、代替通信手段の確保等の業務継続のための措置を講じているものの、これらを業務継続の観点から総合的に整理した計画は存在しなかった。

（3）位置づけ

本計画の策定に当たっては、中央省庁業務継続ガイドライン（平成19年6月内閣府作成）及び海上保安庁業務継続計画（平成20年4月海上保安庁作成）等を参考にして、直下型地震が発生した場合における業務継続の観点から、阪神・淡路大震災級の災害が再度発生したと想定して、改めて既存の対応体制について見直しを行い、応急対策業務に加え一般継続重要業務をも網羅した計画として策定した。

このことから、本計画は、海上保安庁防災業務計画を補完するための計画と位置づけられる。

2 基本方針

第五管区海上保安本部は、船艇・航空機を保有する実動機関として、救助・

救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を担っており、これら業務の遅延や停止は人命の安全に直接係わる。

また、第五管区海上保安本部は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、我が国周辺海域において事案が発生した場合には、直下型地震を始めとした災害等に係る応急対策業務を行っている最中であってもこれら事案への対応が遅延・中断することは許されない。

このため、第五管区海上保安本部は、与えられたこれらの任務を遂行するため、下記の基本方針に基づいて、業務の継続を確保する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の安全や社会経済活動に直接係わる救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。② 地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、重要業務の遅延・停止を可能な限り無くす。③ 地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。④ 第五管区海上保安本部の職員等（来庁者を含む）の安全を確保する。 |
|---|

3 計画の見直し

本計画は、災害に関する経験、対策、訓練の積み重ねにより見直しが行われるべきものであることから、随時見直しを行い、必要な修正を加えることとする。

第2章 想定被害と前提条件

想定災害は、兵庫県が検討対象としている県内外の活断層地震のうち、被害想定等が公開（最終更新：令和2年3月）されており、かつ第五管区海上保安本部（神戸市）の直近にある「上町断層帯地震」によるものとする。

【阪神・淡路大震災における実際の被害】

震度	7（M7.3）
人的被害	死者等約 6400 人 負傷者約 4.4 万人 避難者約 21 万人
倒壊・焼失等被害建物	約 69 万棟
ライフライン等被害 （供給支障）	電力約 100 万戸 水道約 127 万戸 ガス約 84.5 万戸 通信約 48 万回線
主な交通機関等被害	J R 新幹線京都～姫路（130.7km） J R 在来線尼崎～西明石等（88.1km） 阪神電車甲子園～元町等（19.7km） 阪急電車西宮北口～三宮等（37.7km） 山陽電車等（43.0km） 阪神高速道路前線通行止め 名神高速道路西宮～府県境 第二神明道路伊川谷～須磨 中国自動車道西宮北～府県境
経済的被害	約 10 兆円

1 想定被害

(1) 兵庫県全体

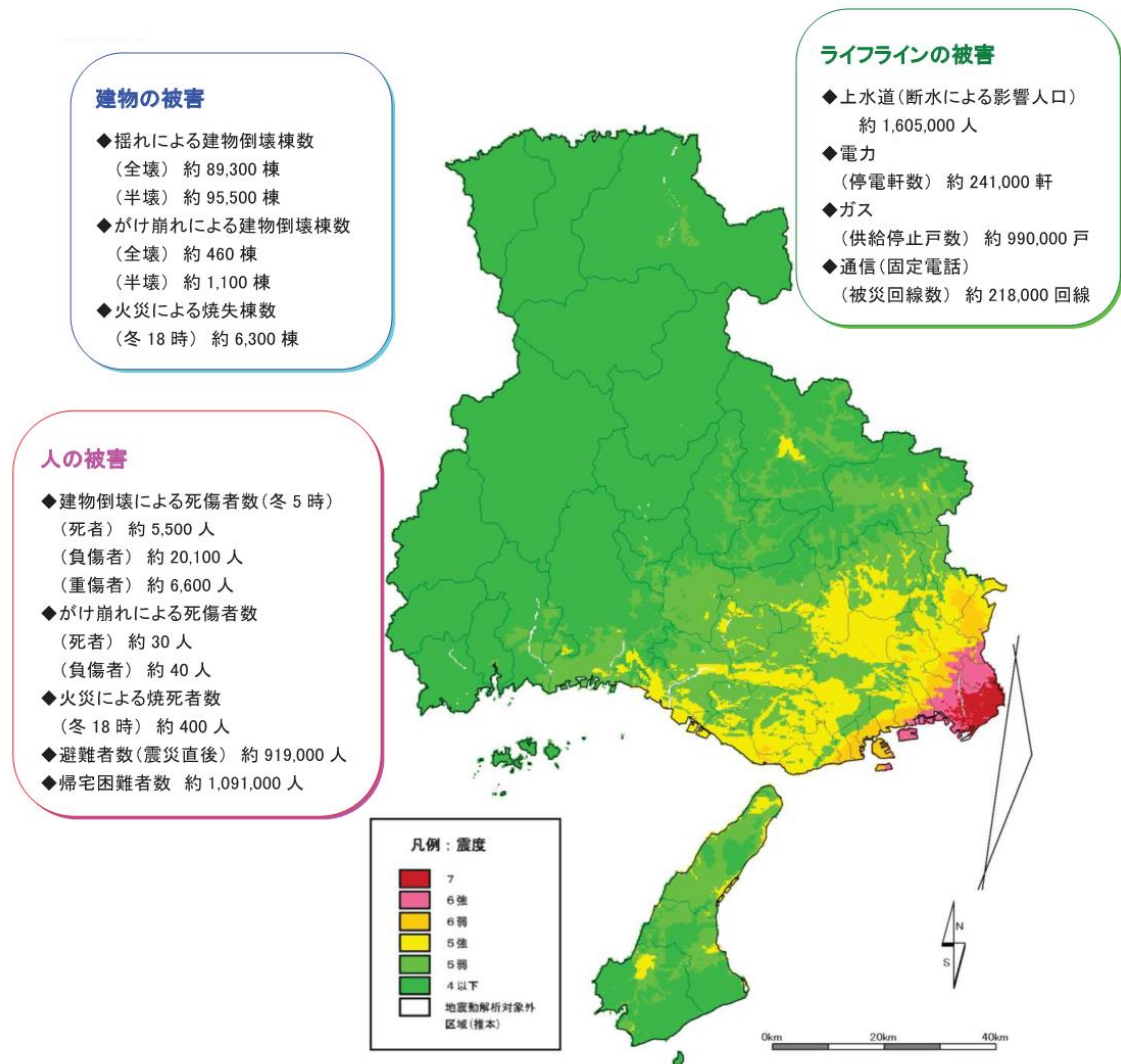


図 上町断層帯地震発災による震度分布と想定被害
(「一県民へわかりやすく伝える地震被害シナリオー 上町断層帯地震」(令和 2 年 3 月 兵庫県)より一部抜粋)

地震の規模等	○M8.0 の揺れ ○震度 7 や震度 6 は、阪神・神戸地域を中心とした地域。 ○津波は発生しない。 ○液状化は、県城南側沿岸部、特に、神戸市、尼崎市、明石市などを中心に広範囲に発生する。
人的被害	○死者等：約 6,040 人 建物倒壊：約 5,500 人(早朝 5 時) 火 災：約 400 人(冬夕方 18 時)

	がけ崩れ：約 30 人 道路被害：約 10 人（冬夕方 18 時） 鉄道被害：約 100 人（冬夕方 18 時） ○負傷者：約 26,700 人 うち、重傷者約 6,600 人 ○帰宅困難者：約 1,091,000 人 神戸市：約 400,000 人 姫路市：約 100,000 人 その他市町：約 591,000																											
倒壊・焼失等建物被害	○建物被害：約 198,260 棟 <table><tr><td>揺れ</td><td>木造（全壊）</td><td>約 79,900 棟</td></tr><tr><td></td><td>木造（半壊）</td><td>約 80,700 棟</td></tr><tr><td></td><td>非木造（全壊）</td><td>約 9,400 棟</td></tr><tr><td></td><td>非木造（半壊）</td><td>約 14,800 棟</td></tr><tr><td>液状化</td><td>木造（全壊）</td><td>約 3,400 棟</td></tr><tr><td></td><td>非木造（全壊）</td><td>約 2,200 棟</td></tr><tr><td>がけ崩れ</td><td>全壊</td><td>約 460 棟</td></tr><tr><td></td><td>半壊</td><td>約 1,100 棟</td></tr><tr><td>火災</td><td>焼失件数</td><td>約 6,300 棟</td></tr></table>	揺れ	木造（全壊）	約 79,900 棟		木造（半壊）	約 80,700 棟		非木造（全壊）	約 9,400 棟		非木造（半壊）	約 14,800 棟	液状化	木造（全壊）	約 3,400 棟		非木造（全壊）	約 2,200 棟	がけ崩れ	全壊	約 460 棟		半壊	約 1,100 棟	火災	焼失件数	約 6,300 棟
揺れ	木造（全壊）	約 79,900 棟																										
	木造（半壊）	約 80,700 棟																										
	非木造（全壊）	約 9,400 棟																										
	非木造（半壊）	約 14,800 棟																										
液状化	木造（全壊）	約 3,400 棟																										
	非木造（全壊）	約 2,200 棟																										
がけ崩れ	全壊	約 460 棟																										
	半壊	約 1,100 棟																										
火災	焼失件数	約 6,300 棟																										
ライフライン等被害 （供給支障）	上水道：約 1,605,000 人 電力：約 241,000 軒 ガス：約 990,000 戸 通信：約 218,000 回線（固定電話） 通信普通エリアの一部発生（携帯電話）																											
交通インフラ等被害	○道路 ・阪神高速、名神、中国道などにおいて、橋梁に亀裂や段差当等に被害がでる。 ・これに伴い、阪神間の国道 2 号、43 号線や猪名川町の内陸部などの緊急輸送道路においても被害が発生。 ○鉄道 ・阪神間の JR 新幹線、在来線（東海道本線等）、阪急電鉄、阪神電車などの施設に被害が発生。これらの被害により、東西方向の幹線交通路が途絶し、大阪以东との交通が機能不全に陥る。 ・鉄道や空港における利用者の足止めにより帰宅困難者が多数発生し、兵庫県全体で約																											

	1,091,000 人（再掲）となる。 ○港湾・空港施設 ・神戸港、尼崎西宮芦屋港等の岸壁に被害が発生する。
被害総額	約 8.4 兆円 （ただし、波及効果を含めた間接被害額として約 6,600 億円（兵庫県全体）を含む。）

（「一県民へわかりやすく伝える地震被害シナリオー 上町断層帯地震」（令和 2 年 3 月 兵庫県）より一部抜粋）

（2）神戸市

地震の規模等	○震度 6 強（M7.5）の揺れ ○津波は発生しない。 ○液状化の危険は極めて高い。
人的被害	○死者等：177 人 建物倒壊：127 人（早朝 5 時） 火 災：39 人（冬夕方 18 時） がけ崩れ：9 人 道路被害：1 人（冬夕方 18 時） 鉄道被害：1 人（冬夕方 18 時） ○負傷者：3,616 人 うち、重傷者 186 人 ○帰宅困難者：388,198 人
倒壊・焼失等建物被害	○建物被害：19,146 棟 揺 れ 木 造（全壊） 1,853 棟 木 造（半壊） 14,183 棟 非木造（全壊） 235 棟 非木造（半壊） 1,323 棟 液 状 化 木 造（全壊） 526 棟 非木造（全壊） 376 棟 がけ崩れ 全壊 132 棟 半壊 309 棟 火 災 焼失件数 209 棟
ライフライン等被害 （供給支障）	上水道：258,461 人（復旧日数：32 日） 電 力：11,594 軒（応急送電復旧日数：約 6 日） ガ ス：319,100 戸 （大阪府が甚大な被害を受けているため、復旧日数については算出不可）

	通 信 ①固定電話：80,238 回線（復旧日数：約 32 日） ※ネット回線を含む。 ②携帯電話：無線基地局設備への影響（停電、伝送路断線等）により通信エリアが限定的となるため、通信がつながりにくくなる。 （道路事情等を鑑み、復旧日数は算出不可） ※NTT ドコモ関西支社によるもの。												
交通インフラ等被害	○道路 高速道路 20 箇所（中小被害） ※NEXCO 西日本、本四高速、阪神高速管理区間 ○鉄道 ・阪神間の JR 新幹線、在来線（東海道本線等）、阪急電鉄、阪神電車などの施設に被害が発生。これらの被害により、東西方向の幹線交通路が途絶し、大阪以东との交通が機能不全に陥る。 ・鉄道や空港における利用者の足止めにより帰宅困難者が多数発生し、兵庫県全体で 388,198 人（再掲）となる。 ○港湾・空港施設 液状化の危険度が高いもの <table> <tr> <td>六甲アイランド地区</td><td>3 箇所</td></tr> <tr> <td>兵庫ふ頭地区</td><td>2 箇所</td></tr> <tr> <td>新港東ふ頭地区</td><td>2 箇所</td></tr> <tr> <td>摩耶ふ頭地区</td><td>2 箇所</td></tr> <tr> <td>東部地区</td><td>1 箇所</td></tr> <tr> <td>ポートアイランド</td><td>3 箇所</td></tr> </table>	六甲アイランド地区	3 箇所	兵庫ふ頭地区	2 箇所	新港東ふ頭地区	2 箇所	摩耶ふ頭地区	2 箇所	東部地区	1 箇所	ポートアイランド	3 箇所
六甲アイランド地区	3 箇所												
兵庫ふ頭地区	2 箇所												
新港東ふ頭地区	2 箇所												
摩耶ふ頭地区	2 箇所												
東部地区	1 箇所												
ポートアイランド	3 箇所												
被害総額	約 6,500 億円以上 （ただし、波及効果を含めた間接被害額は含まない。）												

（「一地震被害想定結果 図表一【上町断層帯地震 編】①～④（令和 2 年 3 月 兵庫県）より一部抜粋）

2 第五管区海上保安本部における想定被害

「1 想定被害」と同様、「『一県民へわかりやすく伝える地震被害シナリオ ― 上町断層帯地震』（令和2年3月 兵庫県）」から引用、また、復旧目途等については、阪神・淡路大震災による実際のデータを引用。

庁舎本体	各種ライフラインの断絶、柱や外壁などへの亀裂の発生等、庁舎としての機能は大幅に低下。	
ライフライン等	電気	非常用発電機が立ち上がり、限定区画(庁舎9、8、7階)において電力供給がなされる。約6日後には倒壊・焼失を免れた建物を除き、応急送電が完了する。 ※非常用発電機は無給油で約10日間使用可能。 阪神・淡路大震災では震災発生から商用電源供給が復旧するまで1週間を要した。
	電話	一般電話：地下設備や架空設備に甚大な被害が発生するも、商用電源から予備電源に切り替わるため、通信自体は停止しない。震災直後から発生した安否確認や緊急通信などのコールによりトラヒック(回線使用量)が集中、大規模な輻輳状態となる。約1か月で復旧。 ※阪神・淡路大震災では、震災発生からN T T等、通信事業回線は、1週間以上輻輳によりつながりにくく、完全復旧には約2週間を要した。 携帯電話：停電によりバッテリー駆動の無線基地局や、伝送路の断線により、通信不能となる無線基地局が発生。ある程度は稼働している周辺基地局でカバーできるが、不感地帯が発生する。約1か月で応急復旧が完了。
	インターネット	一般電話回線の被害及び復旧状況に準じた使用となる。
	上水道(飲料水)	臨海部に位置することから派遣された巡視船艇により、職員の必要最低限の飲料水については、3日後から確保可能。阪神・神戸地区では震災後約46日目に復旧。 ※阪神・淡路大震災では震災後、約1月で復旧したが庁舎側水道受入施設の清掃等を実施する必要がある。

		あったことから、約 1. 5 月で復旧。
	トイレ	臨海部に位置することから派遣・係留された巡視船艇のトイレを利用することにより、3 日後には確保可能。発災 2 4 日で復旧。 ※阪神・淡路大震災震災では発災後、約 1 か月で復旧。
	ガス	神戸市で約 4 0 パーセントの供給停止。大阪府でも甚大な被害が発生するため、復旧見込みは不明。 ※阪神・淡路大震災では発災後、約 1 月で復旧したが、業者による点検がなされるまで使用できず、結果として約 1. 5 月で復旧。
交通機関	臨海部に位置することから、巡視船艇により、参集要員を最寄海上保安（監）部より輸送し、要員を確保。 ※阪神・淡路大震災では、以下の期間を要した。 ・鉄道：8 1 日（新幹線）、7 4 日（在来線等） ・道路：6 2 2 日（阪神神戸線）、1 9 3 日（名神高速）	

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の抽出

直下型地震発生後、業務遂行に必要となる資源が大幅に不足するおそれのある状況下において、第五管区海上保安本部に与えられた任務を的確に遂行するためには、非常時優先業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源を優先的に確保できるよう、限られた資源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

このため、第五管区海上保安本部が行うべき個々の業務について、想定災害の発生後、当該業務の遅延や停止による社会への影響度を分析する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出した。

2 業務影響分析

当該業務が遅延・停止した場合に、国民生活や経済活動にどのような影響を与えるかを地震発生からの経過時間（1, 3, 12 時間、1, 3 日、1, 2, 3 週間、1 ヶ月）毎に、次の影響レベル（レベルⅠ～Ⅴ）で評価を行った。

レベルⅠ：影響は軽微

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベルⅡ：影響は小さい

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベルⅢ：影響は中度

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベルⅣ：影響は大きい

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル

レベルⅤ：影響は極めて大

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

業務影響分析の結果、1 ヶ月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出した。

3 応急対策業務

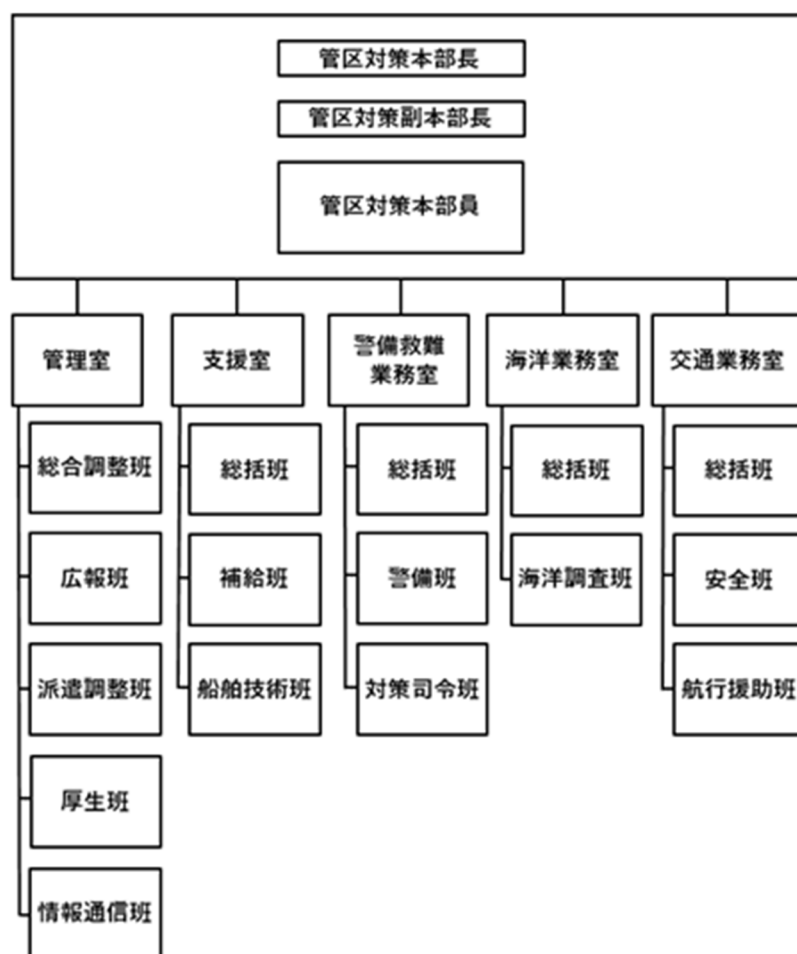
業務影響評価の結果、直下型地震が発生した場合に直下型地震が発生した場合において、第五管区海上保安本部が行う応急対策業務については、第五管区海上保安本部に与えられた任務の性格から、そのほとんどが発災後直ちに又

は 1 時間以内に開始されるべき業務と評価され、24 時間を超える猶予時間が与えられた業務はなかった。

(1) 対策本部の設置等（発災後直ちに）

直下型地震が発生した場合には、第五管区海上保安本部長を管区対策本部長とする五管区対策本部を直ちに設置し、応急対策業務を推進する。

対策本部における業務を円滑に処理するため、五管区対策本部に 5 つの室、16 の班を置き、優先的かつ組織の枠を越えて人員等を配置するものとする。



【第五管区地震災害対策本部組織図】

また、政府方針に従い応急対策業務を効果的に実施するためには、政府の緊急災害対策本部等との緊密な連携が必要不可欠であることから、管区対策本部長は本部管内に政府現地対策本部が設置されたときは、五管区対策本部職員を政府現地対策本部に速やかに派遣するほか、必要に応じて五管区対策本部職員等を関係地方自治体に派遣し、関連情報の収集や連絡体制の確保等を行う。

（２）船艇・航空機の動員（発災後直ちに）

第五管区海上保安本部では、地震等災害が発生した場合において、管内における船艇・航空機等の動員計画が事前に定められている。

これより、計画に定められた船艇・航空機等は、自動的に応急対策業務に従事する。

（３）災害情報の収集及び提供（発災後直ちに）

地震等災害が発生した場合には、直ちに船艇・航空機等を活用した情報収集を行う。五管区対策本部において収集する主な情報は次のとおりである。

① 海上及び沿岸部における被害状況

- ・被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・石油コンビナートの被害状況
- ・流出油等の状況及び被害
- ・水路・航路標識の異状の有無
- ・港湾等における避難者の状況

② 陸上における被害状況（①の情報収集活動等に支障が生じない範囲で実施）

③ 第五管区海上保安本部の庁舎、施設、船艇・航空機等の被害状況

収集された情報は、五管区対策本部等において集約・分析し、速やかに応急対策活動の展開に活用するほか、本庁地震災害対策本部等に伝達し、情報の共有を図る。

特にヘリコプターにより収集された映像情報は、被害の発生状況等を正確に把握し、対応方針等を決定する上で極めて重要な情報であることから、迅速にリアルタイムで本庁地震災害対策本部等へ配信する。

また、収集された情報については、映像情報も含めて、速やかに報道機関等を通じて広報を行い、被害の発生状況や応急対策活動の実施状況等に関する情報を国民に提供する。

（４）救助・救急活動（情報収集後直ちに）

情報収集により人命の安全に直接係わる救助・救急活動の必要を認めた場合には、直ちにこれを最優先事項として対応する。

また、必要に応じて高度な専門知識・技能を有する特殊救難隊を派遣要請するなど、救助・救急活動に万全を期す。

（５）船舶交通の安全確保（情報収集後直ちに）

直下型地震により発生した海難船舶、漂流・沈没物、水深の異状、航路標識の損壊等は、船舶交通の安全に危険を及ぼすばかりでなく、緊急輸送活動等の応急対策業務を阻害する。これらの影響を局限化するため、情報収集に

より船舶交通の安全に影響を及ぼす事態を認めた場合には、速やかに地域航行警報や海の安全情報等の提供により船舶関係者等に周知するほか、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

また、船舶交通の障害物の所有者等に対して除去等を命じ又は勧告するとともに、水深の異状を認めた場合には、必要に応じて検測を行い、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。加えて航路標識が損壊・流出した場合には速やかに仮設の灯火を設置する等の応急措置及び復旧対応を行う。

(6) 緊急輸送活動（情報収集後直ちに又は要請あり次第）

情報収集により緊急輸送の必要を認めた場合並びに自治体の災害対策本部等から傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送要請があった場合には、積極的かつ迅速にこれを行う。また、緊急輸送を実施する場合には、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を使い分け効果的に行う。

(7) 流出油等防除活動（情報収集後直ちに）

情報収集により船舶や臨海コンビナート等から海上への大量の油等の流出を認めた場合には、油等を流出させた原因者に適切な防除措置を行うよう指導等を行うほか、原因者の防除措置が不十分な場合には、必要に応じて船艇及び航空機を出動させ、配備している資機材等を活用し、関係機関と協力して防除措置を行う。

また、必要に応じて高度な専門知識・技能を有する機動防除隊を派遣要請するなど、防除措置に万全を期す。

(8) 応急復旧及び後方支援活動（発災後直ちに～24 時間以内）

五管区対策本部は、発災後 1 時間以内に管内の庁舎・施設・船艇・航空機等の被害状況の全容を把握するよう努める。これを基に当該応急対策業務に従事可能な勢力等の割出し・配分を行うほか、速やかに詳細な被害調査を行い、可能なところから応急復旧に着手する。

また、五管区対策本部の機能を維持・継続するため、応急通信手段等を速やかに確保するとともに、応急対策業務に必要な物品・役務の調達、五管区対策本部要員等への給食等の後方支援活動を行う。

4 一般継続重要業務

直下型地震が発生した場合における一般継続重要業務については、業務影響評価の結果、大きく分けて、①我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、②業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、③第五管区海上保安本部における事務の停滞によって海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の 3 つの重要業務に分

類した。

以下、この分類に従って説明する。

(1) 危機管理等関連業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染及び海上災害の防止等に関する業務を任務とする危機管理官庁であり、一旦、我が国周辺海域において危機管理事案が発生した場合には、直下型地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、これら事案への対応を遅延・中断することは許されない。また、人命の安全や二次災害の発生に直結するおそれがある航海安全情報等の提供に関する業務についても、同様に遅延・中断は許されない。

これらに該当する第五管区海上保安本部が担う具体的な業務は、救難課運用司令センターが取扱っている中短波及び国際VHFによる警報等の受信、インマルサット衛星、非常用位置指示無線標識（EPIRB）による遭難警報の対応、一般電話及び携帯電話による118番緊急通報の受付や事案発生時における船艇・航空機への指示、関係機関との連絡調整等の初動措置等があげられるほか、第五管区海上保安本部及び本部の事務所が収集した海上安全情報を地域航行警報として起案・発出し、無線を介して船舶関係者に提供する業務、霧通報の発出、大阪マーチス機能障害発生時の明石海峡航路の安全確保に係る対応業務、漂流船舶・コンテナ・木材、爆発物等の除去、船舶の沈没等による船舶交通の危険防止のための交通制限業務があげられる。

これら業務については、交替制勤務の導入等による業務執行体制や機器等の管理・保守体制を確保しているところであるが、今後も業務継続に万全を期していく。

(2) 許認可等関連業務

許認可業務については、第五管区海上保安本部長が処分権者となっているものについて、標準処理期間が1ヶ月未満かつ月平均処理件数が1件以上であることをメルクマールとして付加したうえで業務影響評価を行い、業務の中断が国民生活や経済活動に与える影響が大きい業務を重要業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置して業務継続を図ることとした。このほか、業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務についても、業務立上げ目標時間を設定した。

【業務継続を図る許認可業務】

担当部	業務内容	根拠法令	業務立上げ目標時間
海洋情報部	海上保安庁以外の者が実施する水路測量の許可	水路業務法第6条	1週間
	水路図誌等の複製承認	水路業務法第24条	2週間
	水路測量等の受託に関する業務	水路業務法第26条	3週間

【業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務】

担当部	業務内容	業務立上げ目標時間
海洋情報部	航海の安全に必要な海図の最新維持情報を提供するための業務	3日
	海洋速報及び日本海洋データセンター等を通じて海洋観測データを提供するための業務	2週間
交通部	阪神圏外における大規模航路標識事故等の復旧工事のための業務	1週間

(3) 業務支援等関連業務

直下型地震の発生により、第五管区海上保安本部における業務が長期間にわたって滞った場合、管下各海上保安部署等の業務遂行能力に影響を与え、結果として国民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがある業務を業務支援等関連業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置することにより業務継続を図ることとした。

【業務支援等関連業務の例】

担当部	業務内容	業務立上げ目標時間
総務部	給与支給事務	1日間
経理補給部	経費及び収入の会計に関するうちの契約事務	3日間
	庁舎、諸設備の整備・保全・管理に関する業務	1日間
船舶技術部	船艇の維持に関する業務	2週間

5 管理事務

直下型地震が発生した場合において、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等を行う事務（以下「管理事務」という。）は、非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることから、これらに必要な事務を行う人員を配置する。

第4章 業務継続のための執行体制

第五管区海上保安本部では、海上における事件・事故情報の収集・伝達、船艇・航空機を使用した初動措置等の指揮を一元的に行う運用司令センターを設置し、24 時間体制でこれらの業務を遂行するための要員を配置するほか、応急対策業務を実施する五管区対策本部の要員、各業務室の事務分掌及び班員構成等をあらかじめ定めて、直下型地震の発生等に備えた業務執行体制を整備している。

1 参集要員の指名

(1) 五管区対策本部要員の指名

応急対策業務を実施する五管区対策本部要員については、五管区対策本部規則により、第五管区海上保安本部全職員が指名され、それぞれ対策本部各室各班の構成員等としてあらかじめ周知している。

なお、勤務時間外に発災した場合の参集可能人数について、阪神・淡路大震災においては公共交通機関の復旧に多大な時間を要したが、「参集可能職員の考え方」を参照とし、五管区対策本部要員の参集については、巡視船艇等による輸送をもって代替すると仮定し検証を行った。応急対策業務の継続に直ちに支障は期さないが、長期化の際には、その後に参集する職員も含め交替制による臨機応変な対応も視野に対処するものとする。

また、参集可能人数については、人事異動等があった場合には速やかに再検証を行なうものとする。

【参集可能職員数の考え方】

職員参集予測について、政府業務継続計画では、「被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする」とされている。同方法に基づき、参集可能職員数を以下のとおり想定する。

○参集可能職員数の条件設定

発災時間		勤務時間外の発災
10km 以内	参集手段	徒歩
	参集不可能職員の条件設定	職員のうち1割は、自ら及び家族の死傷等により、参集不可能

	参集可能職員の条件設定	参集可能職員について、家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時刻を12時間後、24時間後、48時間後として、それぞれ3割ずつ設定 残りの1割については、直ちに参集可能とする。
10kmを超え 20km以内	参集手段	徒歩又は鉄道
	参集不可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	参集可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	徒歩参集職員の減少設定	10kmを超えて、距離が1km遠くなるごとに、1割ずつ徒歩参集できない職員が増加 徒歩参集できない職員は、鉄道を利用して参集するものとし、「20km 圏外」と同様の扱いとする。
20km 以遠	参集手段	鉄道
	参集不可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	鉄道を利用して参集する職員の条件設定	半数が発災後1週間までに登庁し、残りの半数が発災後2週間までに登庁する。

(2) 一般継続重要業務を継続するための要員

本計画で抽出した一般継続重要業務を所掌する職員は、五管区対策本部要員を兼務しつつ、当該重要業務の「業務立ち上げ目標時間」までに業務を立ち上げ、当該重要業務の継続を確保するものとする。

一般継続重要業務を所管する課等の長は、当該担当職員の参集状況、当該重要業務の緊急度等を考慮し必要があるときは、対応要員を当該要員が属する五管区対策本部の室長及び班長と調整のうえ追加指名し、当該重要業務に従事させるものとする。

2 発災時の行動

(1) 勤務時間外に発災した場合

① 参集基準

第五管区海上保安本部等に所属する職員（船艇職員を除く。）の参集については、五管区対策本部規則により次の場合には、あらかじめ指定された場所に直ちに参集しなければならないとしている。

○ 次の事態の発生を認知したとき

- ・ 管轄区域内に大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 2 条第 13 号に定める警戒宣言が発せられたとき
- ・ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき
- ・ 管轄区域内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき
- ・ 管轄区域内に大津波警報が発表されたとき

○ 第五管区海上保安本部非常連絡要領（昭和 52 年 6 月 29 日五総総第 84 号）に基づく非常呼集命令の伝達を受けたとき

○ 地震のため、第五管区海上保安本部と一般電話回線等による連絡がとれないとき

② 参集要領

直下型地震の発生を認知した五管区対策本部要員（一般継続重要業務を兼務する要員を含む。以下「参集要員」という。）は、家族を含めた安否、参集の可否等に係る情報を速やかに所属する課（所）等の担当官に報告し、参集可能な参集要員は、指示を待つことなく第五管区海上保安本部に参集する。

参集時には、ビルの倒壊や火災等の被災状況等による危険から安全を確保しつつ参集するとともに、可能な限り本人分の飲食物を持参する。

交通の途絶等により、五管本部庁舎に参集することができず、かつ、電話による連絡がとれない場合であっても、最寄りの管内事務所に参集することが可能な場合は、当該事務所に参集し、所属先の上位の職の者の指示を受けるものとする。

なお、参集できない場合の例は下記のとおりであり、参集要員が例示のような事態に遭遇し、参集できない旨の報告を行った後についても、連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で適宜、状況報告を行うものとする。

【参集できない場合の例】

- 1 職員又はその家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき
- 2 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇等に該当し、参集することが困難なとき
- 3 職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき
- 4 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき
- 5 徒歩により参集せざるを得ない場合であって、その距離が概ね 20 k m 以上のとき

③ 参集後の行動

五管本部に参集した参集要員のうち、五管区対策本部に置く各室各班の要員等として当該応急対策業務に直ちに従事する。また、一般継続重要業務を兼務する要員にあつては、「業務立ち上げ目標時間」までに当該重要業務を立ち上げる。

④ テレワークの検討

各課の長は、非常優先業務及び管理事務のうち、テレワーク等で対応可能な業務を予め設定し、発災時における自宅での電力やインターネット環境等の状況を踏まえて、テレワークによる対応を検討するものとする。

(2) 勤務時間内に発災した場合

各職員は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまで庁舎内に待機し、状況把握と家族の安否確認に努めつつ前述の参集後の行動をとる。

なお、家族の安否確認ができない場合において、公共交通機関の状況によらず帰宅できるときは、代替要員を確保し、上司の許可を得て帰宅し家族の安否を確認する。

3 安否確認及び参集状況の把握

職員及びその家族の安否確認は、非常時優先業務等に従事可能な職員を把握し、人的資源を効率的かつ効果的に運用するために、また、当該職員が安心して非常時優先業務等に携わるために地震発生後直ちに行うべきである。

これら地震発生時における職員等の安否確認にあつては、安否確認サービスにより行うこととし、安否情報については、五管区対策本部（管理室）下に設置される厚生班において取りまとめを行い、要員の効率的かつ効果的な運用等に役立てるものとする。

また、安否確認を迅速に行うため、職員に対して、普段から家族内で携帯メールや災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認手段を確認しておくよう徹

底を図る。

4 権限委任

発災時において迅速かつ的確に業務を遂行するためには、組織内の業務を円滑に処理するための指揮命令系統が確立されていることが重要であることから、責任者が不在の場合も適切に意思決定ができるようあらかじめ定めた職務代行者の順序に従い権限委任を行う。

ただし、五管本部へ参集ができない状況であっても、連絡が取れ指示を仰ぐことができる場合は、権限の委任は行わないこととする。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎・設備

(1) 庁舎

第五管区海上保安本部が所在する神戸第2地方合同庁舎（神戸市中央区波止場町）は十分な耐震性能を確保しており、震度6強の地震動が発生しても、人命の安全及び設備機能は確保される。（（注）庁舎周辺の平成7年兵庫県南部地震時の地震動は6強。）

しかしながら、発災時には、五管区対策本部に置く支援室総括班により、庁舎安全緊急点検を行い、職員の立入等が危険と判断される箇所を認めた場合には、ロープ等で臨時に立入禁止区域を設定する。

(2) 電力

業務継続のために必要な機器のほとんどが電力に依存しており、商用電力が停止した場合における非常用電力の確保は極めて重要である。

神戸第2地方合同庁舎において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、以下のとおり最低限の電力が確保される。

非常用発電機 設置場所	庁舎屋上	
燃料タンク設置場所 及び容量	メインタンク	庁舎東駐車場地下、約 20,000 リットル（軽油）
	サービスタンク	庁舎屋上、950 リットル（軽油）
原動機及び発電機耐久性能	72 時間以上の連続使用が可能	
電力供給可能日数	無補給で約 10 日間 (燃料消費量：1,968 リットル/日（最大負荷時）)	
発電容量	1,000kVA（約 800kW）	
電力供給先	L 電源：9 階（総務課、厚生課） 8 階（各課） 7 階（海洋情報部） 4 階（神戸海上保安部） P 電源：9 階（本部長室、特別会議室、事案対策室、総務部各課） 8 階（各課及び通信機器室の赤色コンセント） 4 階（神戸海上保安部）	
その他	H27. 3、庁舎免震工事に地下から屋上に移設。	

共用部分の照明は通常時の 1 / 2 程度の範囲で非常用電灯が点灯し、電話は使用できるが、パソコン、その他については非常用電源に対応している

機器のみ使用できることとなる。

なお、非常用発電機及び予備発電機の燃料については、石油連盟との災害時における覚書により、供給業者から優先的に燃料の調達が可能となる。

(3) 備蓄

非常時優先業務に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分の食糧、飲料水、簡易トイレ等の物資を備蓄する。総務部総務課は、これらの備蓄物品の購入・更新等を行う。

なお、備蓄品にあっては女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて適切に選定する。

(4) 什器転倒防止対策

地震発生時における負傷防止対策及び業務継続の観点から、各執務室の書棚、ロッカー、OA機器等の什器転倒防止対策を実施する必要があるが、当本部においては、阪神・淡路大震災以降、積極的に耐震対策を実施してきたことから、ほとんどのものについて転倒防止対策がとられている。

しかし、予断は許されないことから、各課等の長は、特に重要なOA機器の固定を確実にし、什器の固定状況、落下のおそれのある重量物等の状況を把握し、その状況を常に確認するものとする。

また、庁舎管理を担当する総務部総務課においては、神戸第2地方合同庁舎における什器転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、シールを貼付して注意喚起を図る等の指導・監督を行う。

2 情報通信

(1) 応急通信の確保

直下型地震により通信が途絶した場合には、五管区対策本部における情報の収集、指示命令の伝達等が困難となり、応急対策業務の実施に重大な影響を及ぼす。

このため、直下型地震が発生した場合には、五管区対策本部に置く管理室情報通信班により直ちに通信施設の異状の有無を確認するほか、通信が途絶している場合には、速やかに五管区対策本部と防災関係機関との間にホットラインを設定するとともに、防災相互通信波等の無線運用を開始し、非常時における重要通信を確保する。

また、庁内における専用通信を確保するため、商用回線にて通信が確保できない場合は、速やかにUHF無線装置（携帯局）を設営し、本庁対策本部及び管内部署対策本部等との間におけるホットラインを設定するとともに、船艇・航空機等との間における通信を確保する。

(2) 電話設備

直下型地震により電話設備に障害が発生した場合には、上記の情報通信班員等により、速やかに電話交換機等の異状の有無を確認し、関係先に通報のうえ保守業者による復旧手続を進めることとし、復旧完了までの間は、海上保安庁と各通信会社との間で締結している災害時における通信確保のための相互協力に関する協定を活用する等、代替通信を確保する。

なお、上記とは別に、災害優先電話として一般電話 6 台、携帯電話 6 台が本部内に確保されている。

(3) 通信施設

地震発生時には、五管区対策本部に置く管理室情報通信班により、各種監視装置で収集した警報等の情報を基に速やかに通信施設の被害状況を確認する。

通信施設に被害が発生した場合は、早期復旧に努めるとともに、必要に応じて巡視船による通信代行を実施する。

(4) 情報システム

海上保安庁の情報システムは、情報システム統括責任者（総務部長）の承認を受け設置している。各システムの機器管理者が定めた機器管理要領の可用性（政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に則った IT 障害への対応レベル）の区分に従って、システムの復旧に必要な時間を定めている。

情報システム及び回線の保守・管理について、地震により各情報システムに障害が発生した場合には、各システム機器管理要領に基づき所要の措置をとる他、システムを管理している本庁担当課に通報し、保守業者と連携のうえ早期復旧作業に着手する。

回線は、商用回線を 2 系統で運用しており、障害が発生した場合は自動的にバックアップ回線に切り替わり運用を継続する。

また、関係機器の電源については、UPS（無停電電源装置）を保有し、電源の瞬断を防ぎ運用を継続する。

3 発災時の記録

直下型地震が発生した場合の非常時優先業務及び管理事務に係る対応については、適宜記録を残すものとする。

各課（室、官、所）の長は、あらかじめ記録担当者及び記録責任者を選定し、記録においては、誰がどのような役割を担ったのか、どのような課題があり、どのように対処したのかを明かにするよう努める。

4 広報

特に情報が不足する地震発生直後においては、国民に対して被害の発生状

況や災害応急対策の実施状況等に関する正確な情報を迅速かつ的確に提供し、適切な行動を呼びかけることに加え、国民の不安を払拭することが極めて重要である。

このため、直下型地震が発生した場合には、五管区対策本部に置く管理室広報班により、報道機関や第五管区海上保安本部のホームページ等を通じて、ヘリコプター等で収集した映像情報を含む災害情報を速やかに提供する。

5 来庁者及び帰宅困難者への対応

直下型地震発生時における五管区対策本部設置時の来庁者及び帰宅困難者への対応については、非常時優先業務等の継続に支障が生じないことを基本としつつ、適切に対応するものとする。

具体的には、神戸第2地方合同庁舎においては、五管区対策本部規則により管理室総合調整班が入居官署と連携しつつ、地震発生後、直ちに庁舎内の来庁者及び庁舎外の帰宅困難者等の状況を確認し、必要に応じて門・玄関の閉鎖や職員の配置等による出入り管理等を行うとともに、来庁者及び帰宅困難者について次の対応をとる。

① 来庁者への対応

来庁者については、指定する場所での一時待機を依頼するほか、庁舎内の移動は最低限に留めるよう措置する。

うち緊急に手当が必要な負傷者・急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送するとともに、軽傷者には可能な応急手当を施し、他の来庁者とともに指定する場所において一時待機するよう依頼する。

② 帰宅困難者への対応

庁舎外の帰宅困難者等については、非常時優先業務の継続に支障がない範囲内において、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援を行う。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する等適切な支援を行う。

6 負傷者の救護

災害等発生時における五管区対策本部設置時に庁舎内又は門扉付近で負傷者が発生した場合には、直ちに最寄りの者が協力して可能な救急・救命措置、応急手当等を実施することを基本とする。神戸第2地方合同庁舎については、庁舎管理を担当する総務部総務課が、厚生課等と連携しつつ、医療機関への搬送等の総合調整を行う。なお、職員が負傷した場合には、周囲の者は安否情報として速やかに管理室厚生班へ連絡するとともに、医療機関へ搬送した場合には、当該負傷者の家族等へ管理室厚生班からその旨連絡するものとする。

7 五管区対策本部の代替施設

五管区対策本部が設置される神戸第2地方合同庁舎は、本計画で想定する直下型地震では、耐震化が施されているものの、ライフラインの確保に支障が生じると考えられる。

一方、第五管区海上保安本部では、同庁舎に入居する神戸海上保安部のヘリコプター搭載型巡視船を配備していることから、現時点では予見できない不測の事態が発生し、神戸第2地方合同庁舎に大きな被害が発生した場合には、代替施設として当該巡視船を有効に活用し、船上に五管区対策本部の設置を検討する。

※ただし、大型巡視船への変更は、対策本部の運営等について、通信設備、乗船人数、備蓄品等の制約があることから、最小限の代替になることを考慮する。

また、当庁の応急対策業務（人名救助等）に支障が生じない場合のみとする。

第6章 教育訓練等

1 教育訓練

業務継続計画を実効あるものとするためには、平素から教育訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

第五管区海上保安本部では、大規模地震を想定した訓練を定期的を実施しており、当該訓練の実施に当たっては、次のような業務継続の確保に資する訓練も併せて実施している。

- ・職員呼集・情報伝達訓練
- ・徒歩参集訓練
- ・対策本部設置・運営訓練
- ・船艇・航空機等の動員手続訓練
- ・応急通信訓練
- ・非常用食糧等の備蓄状況の確認・点検

今後は、上記訓練に加えて、安否確認訓練や庁舎機能の応急復旧等に関する訓練等の業務継続の確保に資する訓練も積極的に実施するほか、業務継続に関する研修等を充実させ、業務継続力の向上に努める。

2 評価

上記教育訓練の結果等を踏まえた自己評価を行い、課題等を明らかにし、必要な場合は業務継続計画の見直し等改善体制を図る等、PDCAサイクルで定期的に見直しを行うものとする。

3 各職員の業務継続のための備え

発災時において、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためには、各職員・家族等の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- ・家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと
- ・非常持出品をリュックサックなどにまとめて目のつきやすい所において置くこと
- ・家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと
- ・家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル「171」等の活用）

特に参集要員に指名されている職員においては、徒歩による参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。また、徒歩参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認するほか、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握する。

3 人事異動における引継ぎ

業務継続に係る対応レベルを維持するため、人事異動があった場合には、可能な限り速やかに新任者等へ必要な引継ぎ等を行う必要がある。

新任者等への教育・訓練については、対象職員が発災時に本計画に基づき、どのような行動をとるべきか、予めどのような事を知り、備えておくべきかといった事項を明確にし、実際の災害が起きた場合に所要の行動を確実に実行できるようにする。

特に、業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の業務継続担当者等が、速やかに当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。